

処 分 基 準

基準の名称		
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
獣医療法	7 - 3	診療用機器等の使用制限命令等
基 準 の 内 容		
獣医療法 (往診診療者等への適用等) 第七条 往診のみによって飼育動物の診療の業務を自ら行う獣医師及び往診のみによって獣医師に飼育動物の診療の業務を行わせる者（以下「往診診療者等」という。）については、その住所を診療施設とみなして、第三条の規定を適用する。 2 第五条の規定は、農林水産省令で定める診療用機器その他の物品（以下「診療用機器等」という。）を所有し、又は借り受けてこれを使用する往診診療者等について準用する。この場合において、同条中「診療施設」とあり、及び「構造設備、医薬品その他の物品の管理及び飼育動物の収容」とあるのは、「診療用機器等」と読み替えるものとする。 3 都道府県知事は、診療用機器等に関し前項において読み替えて準用する第五条第二項に規定する事項が遵守されていないと認めるときは、その診療用機器等を所有し、又は借り受けてこれを使用する往診診療者等に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 第五条 開設者は、自ら獣医師であつてその診療施設を管理する場合のほか、獣医師にその診療施設を管理させなければならない。 2 前項の規定により診療施設を管理する者（以下「管理者」という。）が、その構造設備、医薬品その他の物品の管理及び飼育動物の収容につき遵守すべき事項については、農林水産省令で定める。 獣医療法施行規則 第三条 法第五条第二項の農林水産省令で定める診療施設の管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。 一 飼育動物を収容する設備（以下「収容設備」という。）には、収容可能な頭数を超えて飼育動物を収容しないこと。 二 収容設備でない場所に飼育動物を収容しないこと。 三 飼育動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずること。 四 収容設備内における他の飼育動物への感染を防止するために必要な措置を講ずること。 五 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）及び薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）の規定に違反しないよう必要な注意をすること。 六 常に清潔を保つこと。 七 採光、照明及び換気を適切に行うこと。 八 放射線に関し遵守すべき事項は、第六条及び第八条から第二十条までに定めるところによること。 2 診療施設の管理者は、前号各号に掲げる事項を遵守するため、当該診療施設に勤務する獣医師その他の従業者を監督し、必要な注意をしなければならない。 3 診療施設の管理者は、この省令の規定を遵守するために必要と認めるときは、当該診療施設の開設者に対し診療施設の構造設備の改善その他必要な措置を講ずべきことを要求するものとする。 4 診療施設の開設者は、前項の規定により要求を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずるものとする。		